

4. 重点整備地区における区域と経路

重点整備地区の区域と経路を指定するにあたっては、特定旅客施設である近鉄久宝寺口駅を中心とした徒歩圏（概ね 500m）で、相当数の高齢者、障害者が利用すると見込まれる主要施設を含む範囲を基本として、これまでの現地調査やヒアリング・アンケート調査、タウンウォッチングなどの意向調査から把握された結果を踏まえて決定しました。

(1) 重点整備地区における区域の設定

- ・近鉄久宝寺口駅を中心に、高齢者、障害者などの利用が見込まれる久宝寺口商店街付近や八尾徳洲会総合病院、久宝寺出張所・コミュニティセンターなどの施設を含めた範囲を、重点整備地区の区域として設定します。
- ・区域の境界は、市境や主要道路、町丁目界を基本とします。

(2) 特定経路およびそれに準ずる経路の設定

交通バリアフリー法で定める特定施設には、八尾徳洲会総合病院、久宝寺出張所・コミュニティセンターを選定しました。それに伴い、近鉄久宝寺口駅からの経路としては、

- ：駅前南側道路 市道佐堂太子堂線（久宝寺口商店街） 府道大阪八尾線 市道久宝寺第 13 号線
- ：駅前南側道路 市道佐堂太子堂線（久宝寺口商店街） 市道久宝寺第 13 号線

の 2 つの経路を設定しました。

このうち、駅前南側道路は、道路法上の道路ではなく通路として考えていることから、道路特定事業には該当しません。また、市道佐堂太子堂線は、密集した市街地として沿道のまちなみが形成されていることから、用地買収などによる幅員の拡幅を前提として整備を行うことが必ずしも有効であるとは言えません。

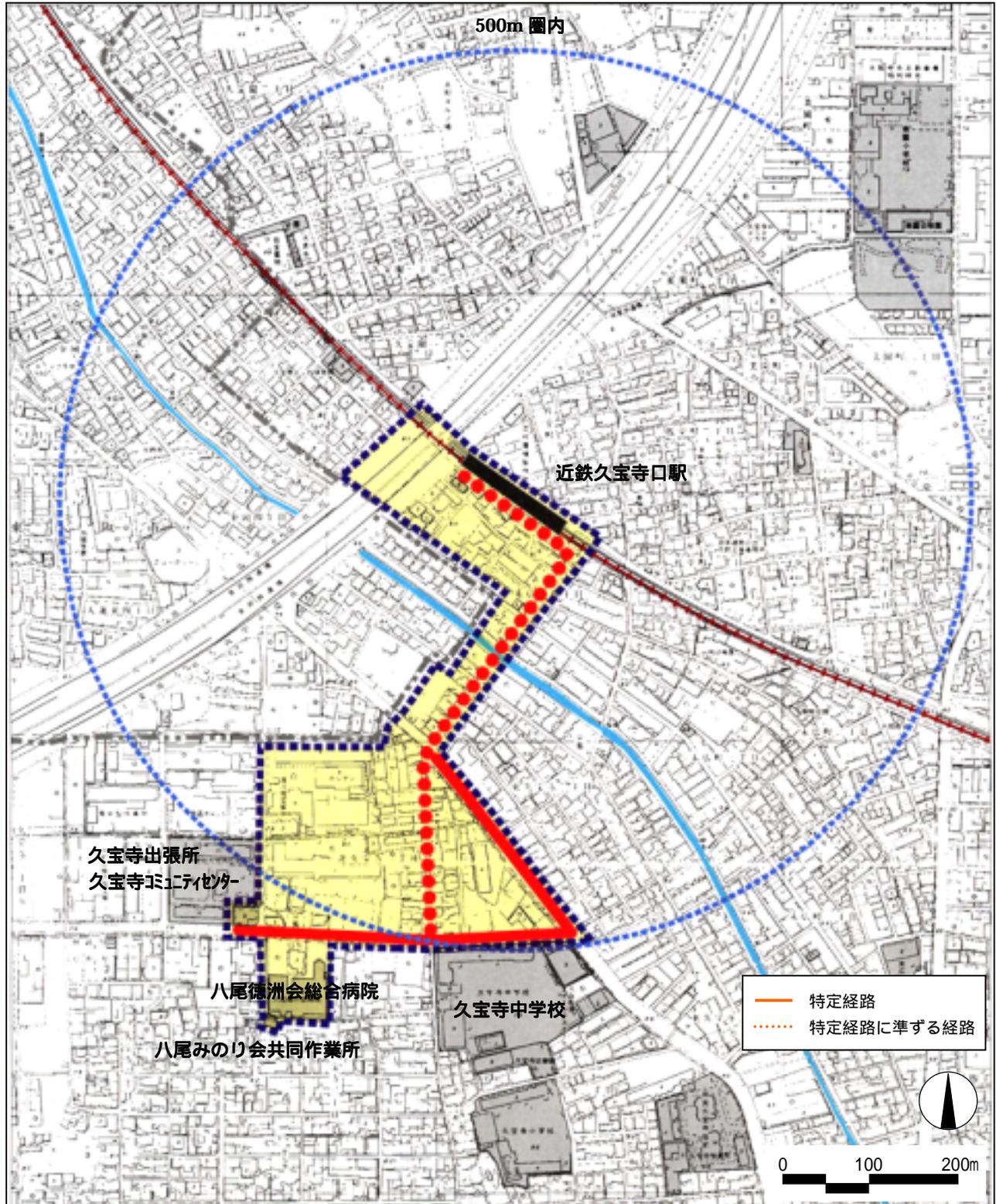
こうしたことから、駅前南側道路および市道佐堂太子堂線については、交通バリアフリー法で定める特定経路として設定することは困難であり、特定経路に準ずる経路として位置づけ、バリアフリー化の推進を図っていきます。

なお、その他の路線については、特定経路として整備を行っていきます。

	路線名	延長	管理者
特定経路	府道大阪八尾線	約 250m	大阪府
	市道久宝寺第 13 号線	約 330m	八尾市
特定経路に準ずる経路	駅前南側道路	約 170m	八尾市
	市道佐堂太子堂線	約 470m	〃

(3) 重点整備地区における区域と経路

以下に重点整備地区における区域と経路について、示します。



図：重点整備地区における区域と経路